

水質基準表（平成15年厚生労働省令第101号で定める項目及び基準値）

項目	基準値	全項目検査		保健所等で実施されていた井戸水検査項目		
		塩素消毒		熊本	大牟田	福岡
		なし	あり	11項目	14項目	13項目
1 一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下	●	●	●	●	●
2 大腸菌	検出されないこと	●	●	●	●	●
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	●	●			
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	●	●			
5 セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	●	●			
6 鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	●	●			
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	●	●			
8 六価クロム化合物	0.05mg/L以下	●	●			
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	●	●	●	●	●
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下	●	●			
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	●	●	●	●	●
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	●	●			
13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	●	●			
14 四塩化炭素	0.002mg/L以下	●	●			
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	●	●			
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	●	●			
17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	●	●			
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	●	●			
19 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	●	●			
20 ベンゼン	0.01mg/L以下	●	●			
21 塩素酸	0.6mg/L以下		●			
22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下		●			
23 クロロホルム	0.06mg/L以下		●			
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下		●			
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下		●			
26 臭素酸	0.01mg/L以下		●			
27 総トリハロメタン	0.1mg/L以下		●			
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下		●			
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下		●			
30 ブロモホルム	0.09mg/L以下		●			
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下		●			
32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	●	●			
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	●	●			
34 鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	●	●		●	●
35 銅及びその化合物	1.0mg/L以下	●	●			
36 ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	●	●			
37 マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	●	●		●	
38 塩化物イオン	200mg/L以下	●	●	●	●	●
39 カルシウム、マグネシウムなど（硬度）	300mg/L以下	●	●		●	●
40 蒸発残留物	500mg/L以下	●	●		●	
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	●	●			
42 ジェオスミン	0.00001mg/L以下	●	●			
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	●	●			
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	●	●			
45 フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下	●	●			
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	●	●	●	●	●
47 pH値	5.8以上8.6以下	●	●	●	●	●
48 味	異常でないこと	●	●	●		●
49 臭気	異常でないこと	●	●	●	●	●
50 色度	5度以下	●	●	●		●
51 濁度	2度以下	●	●	●	●	●
52 アンモニア性窒素	—				●	

* 52.アンモニア性窒素は水質基準項目ではありませんが検出された場合は、細菌汚染の疑いがあります。

* 保健所等で実施されていた項目については、地域性を考慮して設定されています。

（主にし尿等の汚染を確認するとともに、水の性状を把握できます。）